

家賃の減免制度

家賃の減免制度とは、収入が著しく低い世帯や入居者の死亡・転出・失業・休職等の理由により、一時的に家賃の支払いが困難になった世帯を対象に、申請書を受け付けた月の翌月から一定期間、家賃を減免する制度です。減免を希望される方は、ご相談ください。

お問い合わせ

収入階層1の世帯・・・一般減免 業務課業務係
☎ 092-271-2562 FAX 092-291-7540

生活保護受給中の方は対象外です

収入階層2～8の世帯・・・特別減免 業務課調査係
☎ 092-271-0901 FAX 092-291-7540

※収入階層は、収入認定通知書をご確認ください。

高齢者の見守りや生活支援のための

駐車場利用 申込について



市営住宅の駐車場は、原則入居者以外利用はできませんが、入居者の方が60歳以上や障がい者手帳をお持ちであれば、
・ご親族の方が様子を見に来るための「見守り利用」
・生活支援を目的とした訪問介護事業者等の方々が訪れるための「介護利用」という申込ができます。詳しくは下記までお問い合わせください。
※ご利用は有料です（住宅毎に定められている利用料金と同額）。

※駐車場の空き区画が少ない市営住宅では利用できない場合があります。

【博多区・東区・早良区・西区】

福岡市住宅供給公社 募集課 駐車場係

☎ 092-271-3538
FAX 092-272-5030

【中央区】 中央区施設管理事務所

☎ 092-262-1090
FAX 092-262-1096

【南区】 南区施設管理事務所

☎ 092-409-4610
FAX 092-262-5100

【城南区】 城南区施設管理事務所

☎ 092-707-6388
FAX 092-707-6517

口座振替のおすすめ

家賃の支払いを口座振替にすると、支払い忘れや銀行等にでかける手間が省けます。希望される方は、納付書の最後のページにある口座振替依頼書(はがき)に必要事項を記入し、通帳届出印を押印の上、ポストに投函してください。

お問い合わせは業務課収納係へ

☎ 092-271-2564
FAX 092-291-7540

共益費を 必ず納めましょう！

「共益費」とは…

- 敷地内の外灯、廊下灯、エレベーターなどの電気料金
- 集会所など共同施設の電気・ガス・水道などの費用
- 共同施設などの軽微な修繕費用 など

上記のような共同生活に必要な費用(共益費)は、市条例に基づき入居者の皆様の負担です。これらの費用は、管理組合(自治会等)が共益費として徴収し、電気代や水道代などを直接支払っています。

共益費が未払いにより不足すると、皆様の共同生活に支障がでますので、必ずお支払いいただくとともに、入居者の皆様に協力し助け合いながら生活いただくようお願いします。

お問い合わせは業務課管理支援係へ

☎ 092-271-3560
FAX 092-291-7540

市営住宅センターだより



発行日/令和4年12月15日

発行/市営住宅センター 〒812-0025 福岡市博多区店屋町4番1号 福岡市住宅供給公社内 ☎092-271-0901(業務課調査係) FAX:092-291-7540(業務課) http://www.nicity.or.jp/

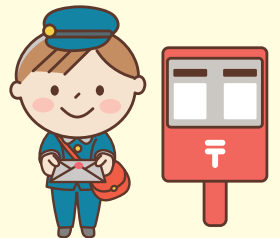
令和5年度「収入認定通知書」 発送のお知らせ

1月下旬
発送予定

令和5年4月からの1年間の家賃の決定通知書を発送します。

※収入基準を超えた世帯には『収入超過者認定通知書』または『高額所得者認定通知書』を発送します。

※内容にご意見等がある場合は、各通知書を受け取った日の翌日から30日以内に下欄の連絡先にご連絡ください。



ポイント

■通知書の見方

収入認定通知書の左面に、次年度の家賃や認定内容を記載しています。詳しくは同封の「収入認定通知書の見方」をご確認ください。

■減免申請をされている方へ

収入認定通知書に記載されている家賃は、令和5年1月申請の家賃減免の内容は反映されていない場合があります。家賃減免の決定通知書は後日、福岡市より郵送します。

また、年度途中で家賃金額が変わっている方は、収入認定通知書の右面に記載している「月別明細」にてご確認ください。

■「収入申告書」未提出の方へ

収入認定通知書の発送ができません

「収入申告書」の提出がない場合、収入認定ができないため、令和5年4月から最高額家賃となります。すみやかに提出してください。

※「収入申告書」の提出は福岡市営住宅条例にて義務付けられています。

収入認定通知書		
次のとおり収入額を認定しましたので通知します。		
認定した収入額	円 (A - B) ÷ 12月 (収入階層)	
納入家賃月額	(円) 令和 5 年 4 月 ~ 令和 6 年 3 月	
及びその適用期間	(円) ~	
所得額	(円) ~	
所得者名	所得金額	
	円	
	円	
	円	
所得額合計	円 → A	
控除額		
控除額の種類	人数	控除額
扶養親族・控配	人	円
老人扶養親族・控配	人	円
扶養親族 (15歳以下)	人	円
特別障害者	人	円
それ以外の障害者	人	円
寡婦	人	円
ひとり親	人	円
基礎控除振替分	人	円
控除額合計	円 → B	

収入階層を決めるための月額収入

令和5年4月～令和6年3月までの家賃

※参考

お問い合わせ先

業務課調査係

☎ 092-271-0901 FAX 092-291-7540

住宅運営課

☎ 092-283-1313 FAX 092-271-2556

収入認定について

市営住宅は、低所得の方のための住宅であり、収入の多い世帯は「収入超過者世帯」または「高額所得者世帯」に認定され、義務や割増金が発生します。

「収入超過者世帯」… 住宅明渡しの努力義務、本来家賃に割増金の加算

「高額所得者世帯」… 住宅明渡しの義務 ※市から期限を定めて明渡しを請求されます。

世 帯	政令で定める月額収入基準	
	収入超過者世帯	高額所得者世帯
一般世帯	1 5 8,0 0 1円以上	3 1 3,0 0 1円以上
高齢者・障がい者 などの世帯	2 1 4,0 0 1円以上	
中学生以下の 児童がいる世帯	2 5 9,0 0 1円以上	
1 8歳未満の子が 3人以上いる世帯		
ひとり親世帯		
妊婦がいる世帯		
漁村向け住宅に 入居している世帯		

お問い合わせ先

業務課調査係 ☎ 092-271-0901 FAX 092-291-7540

住宅運営課 ☎ 092-283-1313 FAX 092-271-2556

同居者の人数が変わったら

入居者に異動があった場合の届出・申請について

下記のような場合、区役所で行う手続きとは別に、市営住宅センターでも手続きが必要です。手続きの詳細については各担当にお問い合わせください。

世帯員が増加、または減少した場合・・・ 業務課調査係 又は 住宅運営課
 名義人が転出・死亡した場合・・・ 業務課業務係 又は 住宅運営課



お問い合わせ先

業務課業務係 ☎ 092-271-2562 FAX 092-291-7540

業務課調査係 ☎ 092-271-0901 FAX 092-291-7540

住宅運営課 ☎ 092-283-1313 FAX 092-271-2556

※手続きがなされていない世帯が多数見受けられます※

市営住宅センターでは、令和元年度より是正に向け取り組みを進めております。指導を行ったにもかかわらず、手続きがなされない場合は、高い家賃となる場合や、住宅の明渡しを求める場合があります。該当する世帯は、速やかにお手続きを行ってください。



高齢者の相談窓口

ずっと元気でいたいから相談してみよう

いきいきセンターふくおか

(福岡市地域包括支援センター)

「いきいきセンターふくおか」は、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で、安心してその人らしく暮らし続けることができるように、健康や福祉、介護などに関する相談を受けたり、その人の身体の状態に適したアドバイスを行うなど、高齢者のみなさんが自立した生活を続けていくことができるよう応援しています。

◎自立した生活を支援します。



できるだけ人の手を借りずに、今の健康を維持して生活したい

悪質な訪問販売や振り込み詐欺などにねらわれたら心配…
もし認知症になったら、お金の管理が心配…

◎皆さんの権利を守ります。

私たち専門職が、ご相談をお受けします。



社会福祉士



主任 ケアマネジャー

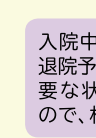


保健師

◎健康・福祉・介護などの相談をお受けします。



認知症の親への対応がわからないいけないとわかっていても、ついつい叱ってしまう…



入院中の親が近々退院予定。介護が必要な状態になったので、相談したい。

★「いきいきセンターふくおか」開設時間は、月～土曜日(祝休日と年末年始は除く)午前9時から午後5時までです。
※土曜日は、電話またはセンターでの相談対応となります。※開設時間外は、専用の電話番号をご案内します。

いきいきセンター
ふくおか

いきいきセンターふくおかは、お住まいの地域の小学校校区ごとに担当が分かれています。市ホームページ(「いきいきセンターふくおか」で検索)、または右記各区保健福祉センター地域保健福祉課へお問い合わせください。

スマホはこちらから
↓



東 区	☎ 645-1087	FAX 631-2295
博多区	☎ 419-1099	FAX 402-1169
中央区	☎ 718-1110	FAX 734-1690
南 区	☎ 559-5132	FAX 512-8811
城南区	☎ 833-4112	FAX 822-2133
早良区	☎ 833-4362	FAX 833-4349
西 区	☎ 895-7078	FAX 891-9894

住宅火災にご用心

令和3年に福岡市内では、280件の火災が発生し、このうち約1/3が市営住宅を含む共同住宅の火災です。主な火災原因としては、「**こんろ**」、「**たばこ**」、「**放火**」があります。ちょっとした心がけで、未然に防ぐことができます。御確認をお願いします。

こんろ

ポイント



- こんろ使用中は、その場を離れない。
- 燃えやすいものを近くに置かない。
- 過熱防止装置付きこんろを使用する。

たばこ

ポイント



- たばこは、水につけて確実に消火する。
- 寝たばこは絶対しない。
- 灰皿の中には、吸い殻を溜め込まない。

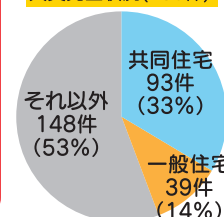
放火

ポイント



- ごみ出し日を守り、ごみ置き場に長時間ごみを置かない。
- 車やバイクのカバーは防災製品を使用する。

令和3年中
火災発生状況(280件)



【住宅用火災警報器は点検・交換を】

年月が経過すると、電子部品の劣化や電池切れが起こります。定期的に点検し、機器本体は10年を目安に交換しましょう。



福岡市消防局 予防課

TEL092-725-6611 FAX092-791-2699